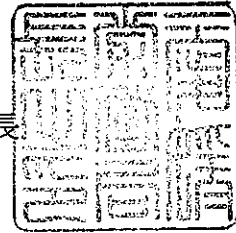


平成 28 年 9 月 1 日

愛媛県社会保険労務士会 会長 殿

愛 媛 労 働 局 長



最低賃金の引上げに向けた各種助成金の周知について

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金の引上げについては、平成 28 年 7 月 28 日に中央最低賃金審議会が示した答申において、引上げ額の目安が全国加重平均で昨年を 6 円上回る 24 円、引上げ率に換算して 3 % という結果でとりまとめられ、各地方最低賃金審議会において、目安に基づき最低賃金額改定に係る審議が行われ、愛媛地方最低賃金審議会では、目安どおり 21 円の引上げ、時間額 717 円の答申が行われ、10 月 1 日に発効されることとなっております。

中央最低賃金審議会の答申においては、政府に対して「中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むこと」が強く要望され、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）においても、「最低賃金の引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する」とされているところです。

これらを踏まえ、平成 28 年 8 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度第二次補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金及び業種別中小企業団体助成金）及びキャリアアップ助成金について、助成額等の拡充等を盛り込むとともに、申請手続の簡素化等に関する運用の見直しを行ったところです（平成 28 年度第二次補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となります。）。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、広報誌への掲載、開催行事での配布等により傘下の企業・事業者への周知に御配意いただければ誠に幸いに存じます。御多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

